

重要

大嶋 勉 様

12345-123

久山町新型コロナワクチン接種推進室

新型コロナワクチン接種のお知らせ

久山町では、75歳以上の高齢者を優先し、年齢の高い方から順にワクチン接種を行うこととしました。加えて、先般実施いたしましたワクチン接種に関する意向調査での回答を基に480名の方に接種日時と接種会場を下記のとおりご案内いたします。(接種会場が希望の会場とならなかった方については、ご了承ください。)

つきましては、貴重なワクチンを無駄にしないよう時間厳守で下記の日時にお越しください。また、どうしても日時、会場の変更が必要な方、接種を取り消し(キャンセル)される方は、必ず、4月28日までにワクチン予約センター(410-5090)にご連絡してください。(予約なしでのワクチン接種は受付ておりません。)

なお、通知された日時、会場で都合が悪く変更をされた場合は、6月以降の接種になると思われますので、出来るだけ通知された日時で接種していただきますようお願い申し上げます。

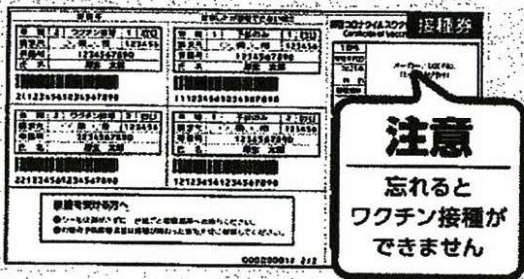
記

- 1.日時 令和3年5月11日 13時30分
- 2.会場 ヘルスC&Cセンター

※1回目の接種ができた方は、2回目の接種は、6月2日 午後になります。

3.接種に必要なもの

- ① 接種券(クーポン)・予診票
- ② 本人確認書類(健康保険証)



- ③ お薬手帳 (お持ちの方)

4.接種時の服装



肩(上腕)を出しやすくするように、半袖などの服の上に上着を着てご来場ください。

マスク着用をお願いします。

お問い合わせ先

久山町ワクチン予約センター
(久山町ヘルスC&Cセンター内)

TEL: 092-410-5090

[平日 9:00~17:00]

今回接種するワクチンはファイザー社製のワクチンです。新型コロナウイルス感染症の発症を予防します。ワクチンを受けた人が受けていない人よりも、新型コロナウイルス感染症を発症した人が少ないということが分かっています。(発症予防効果は約95%と報告されています。)

ワクチンの効果と投与方法

- 1回目の接種後、3週間の間隔で2回目の接種を受けてください。
※接種後3週間を超えた場合は、できるだけ速やかに2回目の接種を受けてください。
- 1回目に本ワクチンを接種した場合は、2回目も必ず同じワクチン接種を受けてください。
- 本ワクチンの接種で十分な免疫ができるのは、2回目の接種を受けてから7日程度経って以降とされています。現時点では感染予防効果は明らかになっていません。ワクチン接種にかかわらず、適切な感染防止策を行う必要があります。

予防接種を受けることができない人

下記に該当すると思われる場合、必ず接種前の診察時に医師へ伝えてください。

- 明らかに発熱している人(※通常37.5℃以上又は平熱を鑑みて発熱と判断せる場合)
- 重い急性疾患にかかっている人
- 本ワクチンの成分に対し重度の過敏症(※1)の既往歴のある人
(※1) アナフィラキシーや、全身性の皮膚・粘膜症状、喘鳴、呼吸困難、頻脈、血圧低下等、アナフィラキシーを疑わせる複数の症状。
- 上記以外で、予防接種を受けることが不適当な状態にある人

予防接種を受けるに当たり注意が必要な人

- 過去に、薬剤で過敏症やアレルギーを起こしたことのある人
- ※該当すると思われる場合は、必ず接種前の診察時に医師へ伝えてください。
本剤には、これまでのワクチンでは使用されたことのない添加剤が含まれています。

接種を受けた後の注意点

- 本ワクチンの接種を受けた後、体調に異常がないかの確認のため、一時施設待機が必要です。
待機時間：15分以上
- ☞ 接種を受けた施設でお待ちいただき、体調に異常を感じた場合には、速やかに医師へ連絡してください。
※急に起こる副反応に対応できます。
※過去にアナフィラキシーを含む重いアレルギー症状を起こしたことがある方や、気分が悪くなったり、失神等を起こしたりしたことがある方は30分以上待機してください。
- 注射した部分は清潔に保つようにしましょう。
※接種当日の入浴は問題ありませんが、注射した部分はこすらないようにしてください。
- 当日の激しい運動は控えてください。

副反応について

主な副反応：注射した部分の痛み、頭痛、関節や筋肉の痛み、疲労、寒気、発熱等

まれに起こる重大な副反応：ショックやアナフィラキシー

※なお、本ワクチンは、新しい種類のワクチンのため、これまでに明らかになっていない症状が出る可能性があります。接種後に気になる症状を認めた場合は、接種医あるいはかかりつけ医に相談しましょう。

予防接種健康被害救済制度について

予防接種では健康被害(病気になったり障害が残ったりすること)が起こることがあります。極めてまれではあるものの、なくすことができないことから、救済制度が設けられています。

新型コロナウイルスワクチンの予防接種によって健康被害が生じた場合にも、予防接種法に基づく救済(医療費・障害年金等の給付)が受けられます。申請に必要な手続きなどについては、住民票がある市町村にご相談ください。